

○重要な会計方針等

1. 有価証券の評価は、総平均法による原価法。
2. 有形固定資産の償却は定額法。減価償却累計額 20,384,553円。
3. 貸倒引当金は、破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額を計上。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上。  
上記以外の債権については、合理的と認める貸倒率に基づき計上。  
ただし、上記に該当する債権が当年度末には存在しないことから、計上せず。
4. 退職給与引当金は、役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上。
5. 責任準備金は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第15条第1項に基づき保険料、受取利息等の収益の合計額から保険金、資金援助費用、その他の費用の合計額を控除した金額を積立。
6. 消費税の会計処理方法は税込方式。